

適格請求書等保存方式 (インボイス制度)について

令和5年10月開始

この制度の対象は・・・

請負・委任で就業の人→対象です

(配分金として15日支払い 個人事業主)

但し介護保険法上の訪問介護(ヘルパー)の方は対象外です。自費の部分は対象です。

派遣で就業の人→対象外です

(給与として25日支払い 連合会の登録型社員)

どんな制度か、現状は・・・

- ・令和元年に消費税率が8%→10%の改定時に出来た制度
準備期間を5年設け令和5年10月から始まる
- ・現在消費税はシルバーでは内税方式
- ・よって配分金には消費税が含まれている
8%→10%になったときに多くの方は配分金が上がった
これは消費税相当分が上がったため
- ・会員は1000万未満の免税事業者



これにより消費税相当分は本人の収入となっている

令和5年10月からこの方式が変わる

- 税の透明化、適格事業者番号制度の導入
- 国に番号を申請登録して人でないと消費税を扱うことが出来なくなる
- よって、お客様から預かった配分金の消費税相当分を渡すことが出来なくなる
- 配分金本体のみの支払いとなる
- お客様から預かった消費税相当分は、シルバー人材センターで納付



手取り金額が実質下がる(経過処置期間有)

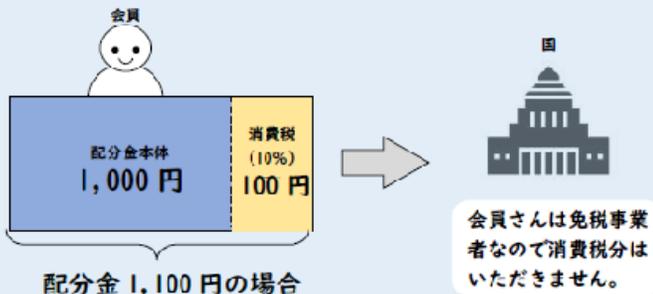
- 内税方式から外税方式に変わる(消費税額が見えるようになる)

会員用

☆重要☆ 消費税の制度改正が行われ配分金が変わります！

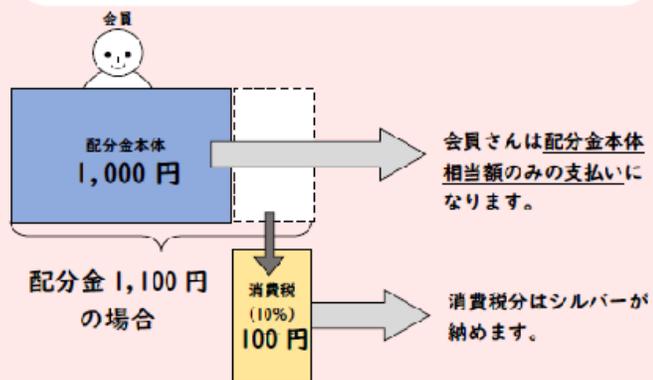
もともと配分金には消費税が含まれています

令和5年9月までは



令和5年10月から制度改正

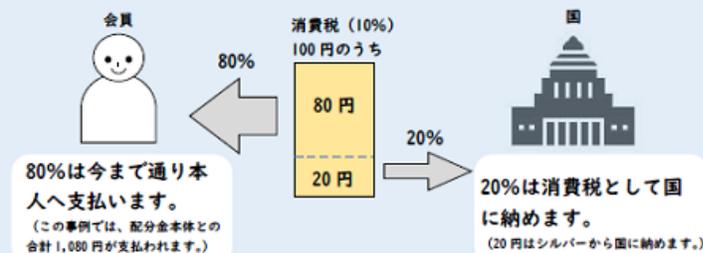
発注者様からお預かりした消費税は会員さんに渡すことができなくなり、消費税相当額はシルバーでお預かりし、国に納めることになります。



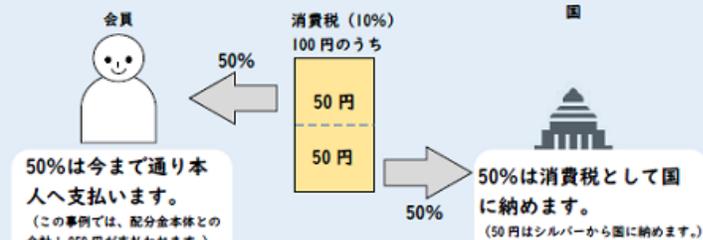
ただし！

制度開始後6年間は軽減措置が受けられます

令和5年10月～令和8年9月まで…80%免税



令和8年10月～令和11年9月まで…50%免税



令和11年10月～…免税なし

